

序 章 本書の位置づけ

1. 策定の背景と目的

江戸時代末期の尾張名所図会や三河名所図会には、自然と人々の暮らしが調和した美しい景観が数多く見られます。明治末期～大正時代に発行された尾張名所図会では、新しい産業・文化施設等が地域の自然と調和した景観として紹介されています。

第一次世界大戦後、産業の飛躍的発展、都市への産業・人口集中を背景に、秩序あるまちづくりが求められるようになると、大正8年(1919年)に、都市計画法(旧法)が制定され、景観整備に関しては美観地区制度と風致地区制度が設けられました。これを受け、美観地区については、皇居周辺等3箇所が指定されています。風致地区については、全国各地で数多くの指定がなされ、愛知県では名古屋(八事ほか4箇所)、津島、刈谷、岡崎、豊橋に風致地区が指定されています。また指定を契機に風致保存会が誕生し、市民参加による美しいまちづくりも展開されています。

第二次世界大戦後、名古屋市等の都市では、戦災復興土地区画整理事業の実施が美しいまちなみの実現につながりました。高度経済成長期には、自然破壊や市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化し、抑制策を講じるため、都市計画法が昭和43年(1968年)に制定されました。こうした中で、先進的ないくつかの都市において都市景観整序への取り組みが進められるようになり、昭和58年(1983年)に、国により「都市景観形成モデル事業」が創設されたことを契機に、景観基本計画の策定や景観条例の制定が全国で行われるようになりました。また昭和62年(1987年)に、都市景観形成モデル事業への国庫補助制度が創設され、景観整備の具体化が進みました。

愛知県では、昭和62年(1987年)に、県内の市町村が都市景観基本計画を策定したり、景観行政を進めたりしていく際の手引書として「都市景観形成マニュアル」を策定しました。また平成3年(1991年)には、景観形成の基本的な考え方を示した「愛知県都市景観マスタープラン」を策定しました。一方、県内の多くの市町村では、地域の景観資源を活かしつつ、それぞれの視点から独自の景観基本計画や景観条例を制定し、それに基づく景観形成を行政主導によって積極的に展開してきました。

近年、産業や社会構造の変化に伴い、人々の生活や意識も変化し、地域でのまちづくりに積極的に参加する人が増えつつあるなど、景観形成に対する意識が高まりつつあります。また、企業においても、企業の社会的責任(CSR)の一つとして、地域の景観形成に果たすべき役割を認識し、緑化や建築物デザイン、屋外広告物等について景観形成に向けた積極的かつ主体的な取り組みが行われつつあります。

こうした中、国は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、従来の景観形成に対する反省を踏まえ、良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成16年6月には、「景観緑三法」を整備しました。

愛知県では、中部国際空港の開港を契機に、世界に開かれた中部圏の玄関口(ゲートウ

エイ)としての役割が一層求められていること、また愛知万博の開催等を契機に、自然環境に対する認識が深まり、地域の自然景観を活かしたまちづくりや観光振興に取り組んでいくことが求められるなど、国際的視野を持って景観問題に取り組むことが、地域活性化のための方策の一つであるとして関心が高まっています。

このため愛知県では、こうした時代の要請に沿って、愛知県の景観形成に関する基本的な考え方を示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定することになりました。

「美しい愛知づくり基本方針」では、良好な景観の有する価値をあらためて認識し、私たちの共通の資産として守り、育んでいくため、景観分野毎（自然、歴史、生活、産業）の特性の的確な把握と地域の住民、事業者、NPO等の多様な主体の参加による持続的な取組みを進めることを目指します。



口堀川日置橋より兩岸の桜花を望む図（名古屋市） 資料：目で見える愛知の江戸時代（国書刊行会編）
原典：尾張名所図会（愛知教育大学附属図書館蔵）

2. 「美しい愛知づくり」に関する新しい7つの視点

「美しい愛知づくり基本方針」の策定に際しては、国によって示された景観形成のあり方や魅力ある県土づくりに関わる時代の潮流を踏まえ、以下のような7つの視点に着目するものとします。

1. 都市から農山漁村までを含む県土全域を捉えた景観形成

これまでの景観形成は、どちらかと言えば、多くの人々の生活や活動の場である都市における取組みが中心でした。このたびの景観法の制定により、このような都市だけでなく、農山漁村地域においても積極的に景観形成に取り組むことが求められています。このことは、自然環境が豊かに残る地域においても、ゆとりと潤いのある生活環境と美しい風景の創出を促すとともに、これらが観光資源にもなることで、地域活性化の取組みにも繋がるものと考えられます。

このため基本方針の策定にあたっては、県土全域を景観形成の対象として捉えるものとします。

2. 景観緑三法の積極的な活用による景観形成

「景観緑三法」は、新しく制定された「景観法」と合わせて、一部の改正が行われた景観関連の法律のことを指します。関連する法律の代表的なものには、良質な広告物の表示や掲出を図る「屋外広告物法」や、景観形成の重要な要素である緑地の計画的な保全・整備を図る「都市緑地法」があげられます。

このように景観法の施行は、景観形成に係るその他の法律の改正を併せて行うことで、景観形成に対する一体的な効果の発現を期待したものとなっています。

このため基本方針では、景観法だけでなく、関係法律の活用も視野に入れるものとします。

3. 環境の保全・創出につながる景観形成

今日、暮らしに身近な生活環境から地球環境の保全までを含めて、環境に対する国民の関心が急速に高まりつつあり、全国各地で環境に関連する取組みが活発に展開されています。こうした中で、都市や農村、あるいは自然豊かな地域に見られる「水」や「緑」が、心和ませる美しい風景になるだけでなく、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の抑制等、様々な機能を有するものとして、あらためて着目されています。

このため基本方針の策定にあたっては、視覚的な美しさだけを求めるのではなく、自然環境等への影響緩和、豊かな生態系の保全、心地良い環境の保全・創出等の視点に留意します。また、その取組みが「環境先進県づくり」につながるものです。

4. 人口減少時代の到来を見据えた景観形成

人口減少時代の到来が現実のものとなる中で、これからの都市政策においては、計画的で秩序ある市街地の整備を図る視点に加え、様々な都市機能をコンパクトに集積させながら、環境にやさしく良好な景観を目指すまちづくりを進める視点も不可欠になります。

このため基本方針の策定にあたっては、人口の減少によって、徐々に増加すると考えられる低・未利用地^{※1}や、既成市街地の再編^{※2}により創出される余剰地を、地域にゆとりと潤いを与える場として積極的に活用していく視点を盛りこみます。

※1 低・未利用地：駐車場、空き地、空き家等

※2 土地区画整理事業や市街地再開発事業等

5. 準公共空間[※]における積極的な景観形成

これまでの景観形成は、道路、河川、公園等の公共空間における取組みが中心で、どちらかと言えば行政主導で進められてきました。しかし近年、まちづくりへの意識が高まる中で、自分が暮らすまちの景観に関心を寄せる地域住民が増えつつあるほか、景観に配慮した自社ビルの建設や工場の敷地の緑化などに意欲的に取り組む企業も増えるなど、地域住民や事業者等が中心となった準公共空間[※]における取組みも進んでいます。

このため基本方針の策定にあたっては、良好な景観形成を図る上で、準公共空間が公共空間と同様に、重要な役割を果たす空間として捉えます。

※ 準公共空間：民有空間のうち、通常、道路等の公共空間から見ることのできる領域

6. 活力ある産業を活かした景観形成

愛知県は、世界規模で活躍する自動車関連産業に代表される全国有数の工業生産県であり、また、園芸作物を中心にした全国屈指の農業生産県です。また県内には、匠の技を今に伝える伝統産業や、今日の産業技術の礎を築いた数々の近代化遺産[※]が多数残されています。これらは、活力ある愛知を支えるだけでなく、産業観光などの側面から新たな観光資源にもなり得るものと考えられます。

このため基本方針の策定にあたっては、こうした産業技術に関わる各種の景観を、個性的で魅力ある愛知の景観形成を進めていく上で不可欠な資源として捉えます。

※ 近代化遺産：主として明治以降の技術によって造られた産業・建築・土木に関する構造物（P32 参照）

7. まちづくりの中で取り組む住民主役の景観形成

近年、地域住民が主役のまちづくりが各地で盛んになりつつあります。その中でも、清掃活動や緑化活動は、短期間で効果を上げ、住民が、自らが生活する地域への愛着と誇りを高めた例が数多く見られます。また、住宅地や商業地等の景観づくりにおいては、地域住民や事業者等の関係者が話し合っ規則を作り、個性あるまちなみを形成している地区もあり、まちづくりの主体としての住民の役割が再認識されつつあります。

このため基本方針では、地域住民が「景観形成の主役」であり、行政と連携・協働して景観形成に取り組むことを位置づけます。

3. 「美しい愛知づくり基本方針」の位置づけ

愛知県では、景観緑三法の制定に伴う国の政策を背景にして、県土全域にわたる景観形成に関する施策の方向性と、その取組みに対する積極的な姿勢を広く県民に示すために、愛着と誇りが持てる豊かな県土の形成に資する「美しい愛知づくり条例」を制定しました。

この条例には、“美しい愛知づくり”に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための「基本計画」を策定するよう定めています。この「美しい愛知づくり基本方針」は、下図に示すように条例の「基本計画」の枠組みの中で、県土全域を対象にした美しい愛知づくりに関する目標および施策についての基本的な考え方等を明らかにしたものです。

なお、「美しい愛知づくり基本方針」を踏まえて、広域的な観点から地域に着目した景観形成のあり方や、県土の骨格となる景観形成のあり方等を示す「広域景観形成基本計画」を今後策定する予定です。

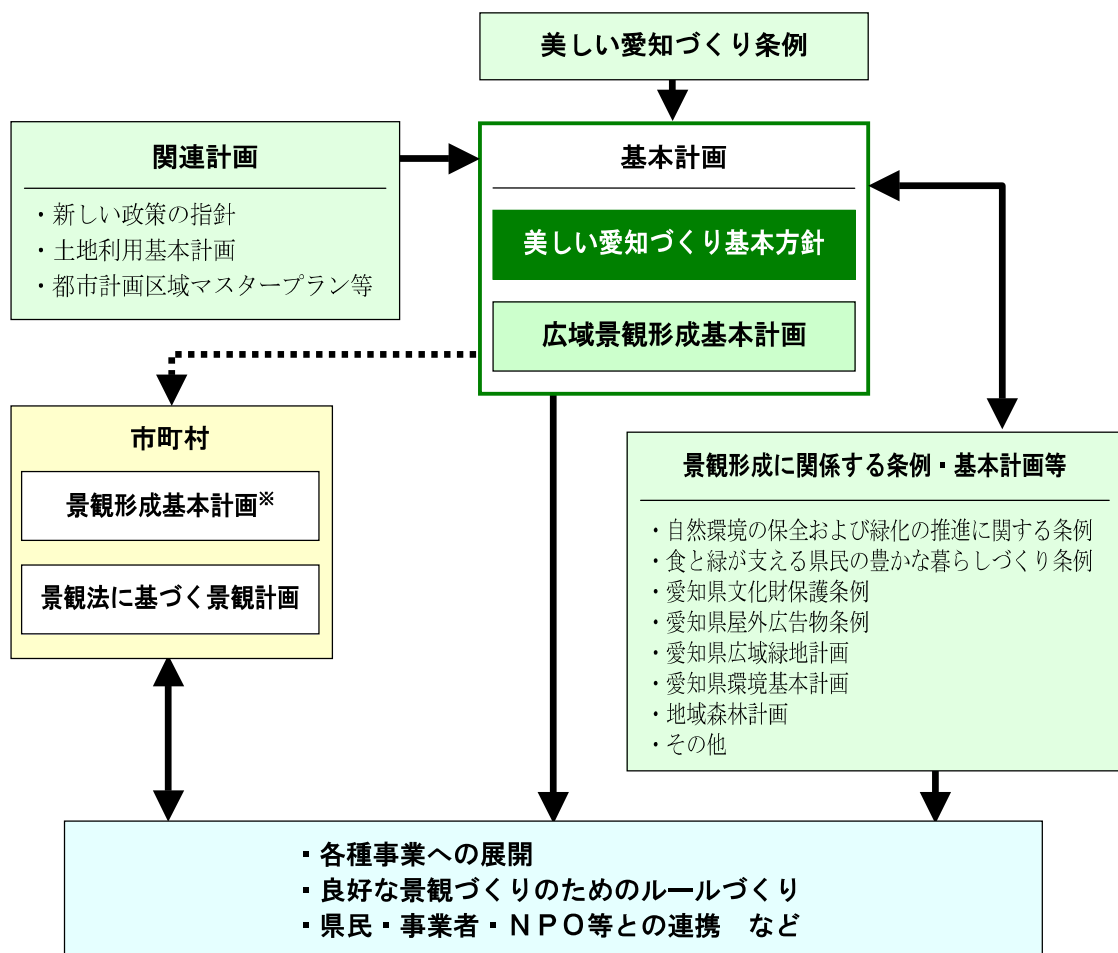
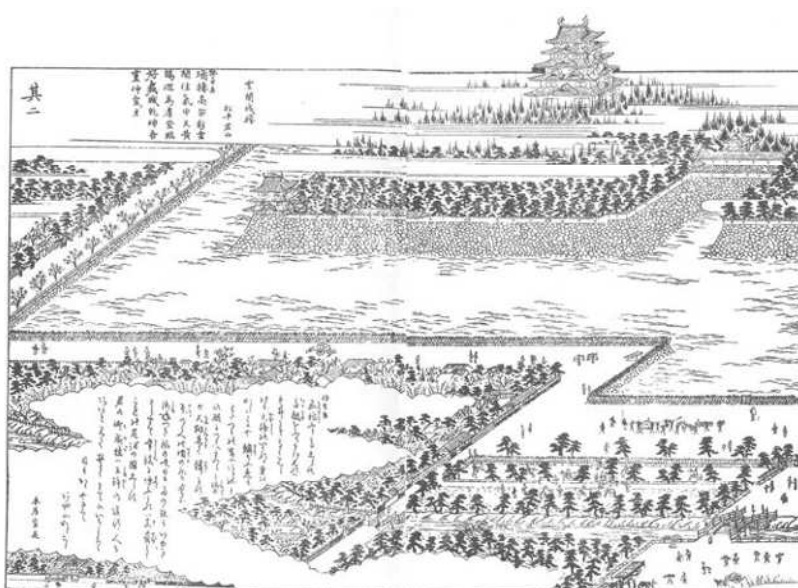


図1 「美しい愛知づくり基本方針」の位置づけ

※市町村全域を対象とした景観形成の方針等



口名古屋城（名古屋市）

資料：目で見える愛知の江戸時代(国書刊行会編)
原典：尾張名所図会(愛知教育大学付属図書館蔵)

■コラム <「美しい国づくり政策大綱(平成 15 年 7 月)>■

平成 15 年 7 月、国土交通省は、国民の景観に対する意識の高まり等を背景に、「美しい国づくり政策大綱」を策定しました。

本大綱では、「この国を魅力ある国にするために、まず、自らの襟を正し、その上で官民挙げての取組みのきっかけを作るよう努力すべきであると認識し、この国土を国民一人ひとりの資産として捉え、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次世代に引き継ぐという理念の下、行政の進むべき方向を美しい国づくりに大きく舵を切る」と記し、これまでの国の景観形成に対する取組みを反省し、良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけています。

※関連 HP：国土交通省景観ポータルサイト http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html

■コラム <「観光立国行動計画(平成 15 年 7 月)>■

平成 15 年 1 月、小泉内閣総理大臣は、わが国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため、観光立国懇談会を設置しました。同懇談会は「観光立国懇談会報告書」をまとめ、「観光後進国である現在の日本を、外国の人々が『訪れたい』、『学びたい』、『働きたい』、そして『住みたい』日本としていくことこそが、観光立国として 21 世紀に日本が追求すべきことである」と報告しています。

この報告書を受けて、平成 15 年 7 月、観光立国関係閣僚会議の第 2 回会合において、「観光立国行動計画」は決定されました。その中では、「日本の魅力、地域の魅力」を実現するために、「景観に関する基本法制の整備」や「屋外広告物制度の充実と緑豊かな都市づくり」を具体的な施策として取り上げています。

※関連 HP：国土交通省観光政策のホームページ内 <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/koudoukeikaku.htm>